

随意契約理由書

1 工 事 名	朝潮橋パーキング改修工事（2025-港）
2 業 者 名	松井建設株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、朝潮橋パーキングの老朽化改修に伴い、構造的制約から旧来のバリアフリー基準であるトイレを最新のバリアフリー基準に適合化させるなど、時代に合わせたお客さまサービス水準の向上に向けた大規模改修を行う工事である。</p> <p>本件は、開札を2回実施（第1回：2026年2月25日・第2回：同年3月4日）したが、いずれも入札価格が契約制限価格を下回ることがなく、入札不調となった。</p> <p>本工事は関係各所との協議や関連する工事との調整も完了しているところであり、再度の入札公告手続きを行う時間的猶予がないため、不落随契の交渉を行ったが協議不成立となった。</p> <p>よって、今回の応札者である、松井建設株式会社との価格交渉に移行し、その交渉において妥当性を確認し、交渉が成立したことから、随意契約を行うものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第4号の規定による。	